

○白馬村役場インターンシップ実施要領

平成30年6月28日告示第40号

改正

平成31年3月6日告示第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、白馬村役場が学生に対して職業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップを希望する学生は、インターンシップ実習希望調書（様式第1号）及び履歴書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定するインターンシップ実習希望調書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

3 村長は、前項の決定を行うときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 希望するインターンシップの内容が白馬村（以下「村」という。）で受入れ可能な業務内容と一致していること。

(2) 村が行う業務に支障がないこと。

(受入期間等)

第4条 インターンシップの受入期間、受入人数及び申込期間は、村長が別に定める。

(覚書の締結)

第5条 村長は、第3条第2項の規定により学生の受入れを決定したときは、学生が在学する大学等とインターンシップに係る覚書（様式第2号）を交わすものとする。

(報酬等)

第6条 村は、第3条第2項の規定によりインターンシップの受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬及び手当は支給しない。

(助成金)

第7条 村は、当該年度又は当該年度の次年度の当村の職員採用試験の受験者で、実習期間が3日以上かつ最終試験の結果が公表される前までに実習期間が終了となった実習生に対し、実習生の居住地から本役場まで1往復分の交通費相当額を助成する。ただし、助成金は1万円を上限とする。

2 助成金の交付を受けようとする実習生は、助成金交付申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(実習生の身分)

第8条 村は、実習生に対し、村職員としての身分を付与しない。

(服務)

第9条 実習生は、村職員の指示に従い、実習時間中は、実習に専念しなければならない。

2 実習生は、実習体験期間中は、村職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、村の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(誓約書)

第10条 実習生は、別に定める誓約書(様式第4号)を、村長に提出しなければならない。

2 実習生が在学する大学等は、この誓約の遵守について指導を徹底しなければならない。

(実習期間中における事故の責任等)

第11条 実習生が在学する大学等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により村又は第三者に損害を与えたときは、実習生が在学する大学等及び実習生は、村又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条の規定に従わないとき。

(2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。

(3) 村の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。

(4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月6日告示第7号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

インターンシップ実習希望調書

氏名	
学校名	
学部・学科等	学年：
専攻 (現在大学・専門学校・高校 で学んでいる・研究している こと)	
白馬村役場でインターンシップを希望する理由	
参加希望日数と参加希望日	参加希望日数： 日 参加希望日： 月 日～ 月 日
実習希望課	第1希望 希望理由：
	第2希望 希望理由：
備考	

※実習をする本人が記入してください。

※実習を希望する学生の履歴書（様式は任意）も同時に提出してください。

※実習を希望する課の業務内容については、白馬村行政ホームページ内の白馬村例規集、白馬村組織規則及び白馬村教育委員会事務局組織規則をご覧ください。

様式第2号（第5条関係）

インターンシップに係る覚書

（以下「甲」という。）と、白馬村長（以下「乙」という。）は、
年度白馬村役場インターンシップの取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1 期間等

年度白馬村役場インターンシップ実習生、期間、職場名、その他諸条件等は、
別表の記載のとおりとする。

2 協議

本覚書に定めのない事項、又は本覚書の疑義が生じた事項について、その都度甲乙協
議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保
有するものとする。

年 月 日

甲

乙 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地
白馬村長

別表

項 目	内 容
学部・課程	
氏 名	
期 間	
配 属 先	
服 務 時 間	
法 令 遵 守	実習生は、地方公務員法及び関係法令・条例・規則等の定めを遵守する。
指 揮 監 督	実習生は、乙の指揮・管理・監督に従う。
守 秘 義 務	実習生は、実習中及び実習後、インターンシップ実習中に知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。 実習生による情報の漏洩により乙に損害が生じた場合は、学生はその損害を賠償する。
食 費 ・ 交 通 費	実習生が負担する。
報 酬	乙は、実習生に報酬を支給しない。
服 装 等	実習生は、職務にふさわしい服装で勤務し、乙が実習生に貸与する名札をはい用する。事務服の貸与はしない。
災 害 補 償	甲又は実習生が加入する保険で対応する。 乙は、実習生の実習中あるいは通勤途中に起きた傷病による学生の損害については、補償しない。
損 害 賠 償	甲又は実習生が加入する保険で対応する。 実習生は、故意又は過失により乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙に賠償する。
そ の 他	実習生は、乙の名誉を毀損するような言動は行わない。 実習生は、乙の事務事業を阻害する言動は行わない。

様式第3号（第7条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

白馬村長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

白馬村役場インターシップ実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

実習期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
居住地	
当役場までの交通手段	<input type="checkbox"/> JR、他（ _____ ） （路線名： _____ 、 _____ ～白馬駅） <input type="checkbox"/> 自家用車 _____ Km <input type="checkbox"/> バス（路線名： _____ 、 _____ ～ _____ ）
振込口座等	金融機関名及び支店名： _____ 名義人（ふりがな）： _____ 口座の種別及び口座番号： _____

 <総務課記入欄>

職員採用試験の申込の有無	
実習期間の確認	
交通費相当額の積算	

助成額 _____ 円

様式第4号（第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所

氏 名

印

私は、貴村役場において就業体験するに当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 就業体験期間中、地方公務員関係法令及び貴村の条例等の定めに従うこと。
- 2 就業体験期間中、貴村の管理、監督の指示に従うこと。
- 3 就業体験に際しては、次の事項を厳守すること。
(1) 貴村の名誉を毀損するような言動を行わない。
(2) 貴村の事務事業を阻害するような言動を行わない。
- 4 就業体験上知った貴村及び貴村に属する村民等の個人情報等は、就業体験中及び修了後においても守秘義務を負うこと。
- 5 故意又は過失により貴村に対し損害を及ぼしたときは、賠償すること。
- 6 就業体験中、災害を受けた場合、自己の責任において処理すること。
- 7 実習に先立ち、損害賠償責任・事故災害への補償のための「インターンシップ保険」等の保険に加入します。